

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第79号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（掘削のための施設等の変更の許可の申請書）

第5条の2 省令第4条の3第1項の申請書の様式は、別記第4号様式の2とする。

第8条の次に次の7条を加える。

（温泉の採取の許可の申請書）

第8条の2 省令第6条の2第1項の申請書の様式は、別記第6号様式の2とする。

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書）

第8条の3 省令第6条の4第1項の申請書の様式は、別記第6号様式の3とする。

（温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請書）

第8条の4 省令第6条の5第1項の申請書の様式は、別記第6号様式の4とする。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請書）

第8条の5 省令第6条の7第1項の申請書の様式は、別記第6号様式の5とする。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出書）

第8条の6 省令第6条の8第1項の届出書の様式は、別記第6号様式の6とする。

（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請書）

第8条の7 省令第6条の10第1項の申請書の様式は、別記第6号様式の7とする。

（温泉の採取の事業の廃止の届出書）

第8条の8 省令第6条の11第1項の届出書の様式は、別記第6号様式の8とする。

第14条中「者」の次に「（法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた者を除く。）」を加える。

第15条第1項第1号中「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「第6号」を「第7号」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 温泉を公共の浴用又は飲用に供することを休止し、再開し、又は廃止したとき。

第20条中第9号を第20号とし、第8号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 法第34条第1項の規定による報告徴収に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第20条第7号中「規定による」の次に「温泉の利用の制限等の」を加え、同号を同条第17号とし、同条第6号中「規定による」の次に「温泉の利用の」を加え、同号を同条第16号とし、同条第5号中「規定による」の次に「温泉の成分等の掲示の」を加え、同号を同条第15号とし、同条第4号中「規定による」の次に「温泉の利用の許可を受けた者の相続による地位の承継の」を加え、同号を同条第14号とし、同条第3号中「規定による」の次に「温泉の

目次

規 則

○温泉法施行細則の一部を改正する規則.....（医務薬務課） 55

○北海道科学技術審議会条例施行規則を廃止する規則.....（科学技術振興課） 61

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（畜産振興課） 62

○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課） 62

○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可.....（農業支援課） 62

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....（農業支援課） 62

○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課） 63

○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課） 63

○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課） 63

○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 63

○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課） 63

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 64

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 64

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課） 64

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課） 65

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 65

○森林法による通知に代える公示.....（治山課） 66

○道路の供用の開始.....（道路課） 66

○河川区域の指定の一部改正.....（河川課） 66

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 66

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則..... 67

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割による地位の承継の」を加え、同号を同条第13号とし、同条第2号中「規定による」の次に「温泉の利用の」を加え、同号を同条第12号とし、同条第1号中「規定による」の次に「温泉の利用の」を加え、同号を同条第11号とし、同号の前に次の10号を加える。

- (1) 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (2) 法第14条の3第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割による地位の承継の承認に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (3) 法第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の相続による地位の承継の承認に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (4) 法第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (5) 法第14条の6第2項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (6) 法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設の位置等又は採取の方法の変更の許可に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (7) 法第14条の8第1項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (8) 法第14条の9第1項の規定による温泉の採取の許可の取消しに関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (9) 法第14条の9第2項の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。
- (10) 法第14条の10の規定による可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときの措置の命令等に関すること（保健所を設置する市の区域に係るものを除く。）。

別記第1号様式中

「

深	さ	（メートル）
---	---	--------

」

を

「

深	さ	（メートル）
主 要 な 設 備 の 構 造 及 び 能 力		

」

に改め、同様式注中(5)の事項を(8)の事項とし、同注の(4)の事項中「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改め、同事項を同注の(7)の事項とし、同注中(3)の事項を(6)の事項とし、(2)の事項を(5)の事項とし、同注の(1)の事項の次に次の3事項を加える。

- (2) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程

別記第2号様式中「第5条第2項（第11条第2項）」を「（第11条第2項・第3項において準用する同法）第5条第2項」に改める。

別記第3号様式中「第6条第1項（第11条第2項）」を「（第11条第2項・第3項において準用する同法）第6条第1項」に、「及び名称並びに」を「並びに名称及び」に改め、同様式注の(2)の事項中「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改める。

別記第4号様式中「第7条第1項（第11条第2項）」を「（第11条第2項・第3項において準用する同法）第7条第1項」に改め、同様式注の(3)の事項中「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号及び第5号」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の2（第5条の2関係）

土地掘削（増掘）施設等変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者

氏 名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

次のとおり掘削（増掘）のための施設の位置等
掘 削 （ 増 掘 ） の 方 法

2項において準用する同法）第7条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

許 可 の 種 別	（掘 削 ・ 増 掘）
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 番号（ ）

掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目	地目（ ）
変更の内容	
変更の理由	
変更後の工事の着手及び完了の予定日	着手 完了
備考	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- (2) 変更後の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程

別記第5号様式中「第8条第1項（第11条第2項）」を「（第11条第2項・第3項において準用する同法）第8条第1項」に改め、同様式注に次のように加える。

5 温泉法施行規則第1条の2第9号の規定による記録を添付すること。

別記第6号様式その1中

「

着手及び完了の予定日	着手 完了
------------	----------

」

を
「

主要な設備の構造及び能力	
着手及び完了の予定日	着手 完了

」

に改め、同様式注中(5)の事項を(8)の事項とし、同注の(4)の事項中「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改め、同事項を同注の(7)の事項とし、同注中(3)の事項を(6)の事項とし、(2)の事項を(5)の事項とし、同注の(1)の事項の次に次の3事項を加える。

- (2) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
 - (3) 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
 - (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号イからニまでに掲げる事項を定めた増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 別記第6号様式その2注の3の(4)の事項中「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改め、同様式の次に次の7様式を加える。

別記第6号様式の2（第8条の2関係）

温泉採取許可申請書

年 月 日

北海道知事 様
(保健所長)

住 所
申請者

氏 名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

温泉を採取したいので、温泉法第14条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	
温泉の採取の開始予定日	
備考	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (2) 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 設備の設置の状況を現した写真
- (4) 次に掲げる測定の結果を記録した書面

イ 温泉法施行規則第6条の3第1項第1号の規定によるメタンの濃度の測定の結果

ロ ガス排出口が温泉法施行規則第6条の3第1項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合にあっては、同号の規定によるメタンの濃度の測定の結果

ハ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（温泉法施行規則第6条の3第1項第2号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。）

(5) 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程

(6) 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

別記第6号様式の3（第8条の3関係）

温泉採取許可承継承認申請書（合併等）

年 月 日

北 海 道 知 事
（ 保健所長 ） 様

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名 ㊞

次の温泉の採取の許可の承継の承認を受けたいので、温泉法第14条の3第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可年月日及び番号	年 月 日 番号（ ）	
温泉の採取の場所		

合併又は分割の予定日	
備 考	

注 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(2) 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

別記第6号様式の4（第8条の4関係）

温泉採取許可承継承認申請書（相続）

年 月 日

北 海 道 知 事
（ 保健所長 ） 様

住 所

申請者

氏 名 ㊞

次の温泉の採取の許可の承継の承認を受けたいので、温泉法第14条の4第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	住 所	
	氏 名	
	被相続人との続柄	
被相続人の住所及び氏名	住 所	
	氏 名	
許可年月日及び番号	年 月 日 番号（ ）	
温泉の採取の場所		
相続開始の日		
備 考		

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を誓約する書面
- (3) 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約する書面

別記第6号様式の5（第8条の5関係）

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年 月 日

北海道知事様
(保健所長)

住所
申請者

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

温泉の採取を行おうとする場所		
温泉の採取の開始予定日		
メタンの濃度の測定に関する事項	測定年月日	
	測定場所	
	測定方法	
	測定結果	
	測定を行った者	
備考		

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- (2) メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- (3) メタンの濃度の測定の結果を証する書面の写し

別記第6号様式の6（第8条の6関係）

その1

可燃性天然ガス濃度確認承継届出書（譲渡）

年 月 日

北海道知事様
(保健所長)

住所
届出者

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

温泉の採取の事業の全部を譲渡された者	住所	
	氏名	
温泉の採取の事業の全部を譲渡した者	住所	
	氏名	
可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた日		
温泉の採取の場所		
事業の全部を譲渡された日		
備考		

- 注1 住所欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 氏名欄は、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 事業の譲渡に関する契約書の写しを添付すること。

その2

可燃性天然ガス濃度確認承継届出書（相続）

年 月 日

北 海 道 知 事
（ 保健所長 ） 様

住 所
届出者
氏 名

可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届出者の住所及び氏名 並びに被相続人との続柄	住 所	
	氏 名	
	被 相 続 人 と の 続 柄	
被 相 続 人 の 住 所 及 び 氏 名	住 所	
	氏 名	
可燃性天然ガスの濃度の 確 認 を 受 け た 日		
温 泉 の 採 取 の 場 所		
相 続 開 始 の 日		
備 考		

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 被相続人との続柄を証する書面
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- その3

可燃性天然ガス濃度確認承継届出書（合併等）

年 月 日

北 海 道 知 事
（ 保健所長 ） 様

主たる事務所の所在地

届出者 名 称
代 表 者 の 氏 名

㊞

可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	主たる事務所の 所 在 地	
	名 称	
	代表者の氏名	
可燃性天然ガスの濃度の 確 認 を 受 け た 日		
温 泉 の 採 取 の 場 所		
合併又は分割を行った日		
備 考		

注 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを添付すること。

別記第6号様式の7（第8条の7関係）

温泉採取施設等変更許可申請書

年 月 日

北 海 道 知 事
（ 保健所長 ） 様

住 所
申請者

氏 名

㊞

（ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名 ）

温泉の採取のための施設の位置等
次のとおり温泉の採取の方法を変更したいので、温泉法第14条の7第
1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 番号()
温泉の採取の場所	
変更の内容	
変更の理由	
変更後の工事の着手及び完了の予定日	着手 完了
備考	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- (2) 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (3) 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- (4) 温泉法施行規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程
- (5) 採取事業許可指令書又はガス濃度確認書

別記第6号様式の8(第8条の8関係)

温泉採取事業廃止届出書

年 月 日

北海道知事様
(保健所長)

住所
届出者

氏名



(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

温泉の採取の許可又は	
------------	--

可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた日	
温泉の採取の場所	
温泉の採取の事業を廃止した日	
温泉のゆう出路の埋戻しの状況	
備考	

注1 温泉の採取の許可を受けた者にあっては、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
- (2) 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

2 温泉のゆう出路の埋戻しの状況は、温泉の採取の許可を受けていた場合にのみ記入すること。

別記第8号様式中「北海道知事」を「保健所長」に、「及び名称並びに」を「並びに名称及び」に改める。

別記第9号様式中「北海道知事」を「保健所長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第8条の次に7条を加える改正規定(第8条の5及び第8条の6に係る部分に限る。)及び第20条の改正規定(同条第11号の前に10号を加える部分(同条第4号及び第5号に係る部分を除く。)を除く。)並びに別記第6号様式の次に7様式を加える改正規定(別記第6号様式の5及び別記第6号様式の6に係る部分に限る。)は、同年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の温泉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の温泉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道科学技術審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年7月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第80号

北海道科学技術審議会条例施行規則を廃止する規則

北海道科学技術審議会条例施行規則(昭和28年北海道規則第29号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第498号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品の名称 ヨーネ菌分離用培地（8ミリリットル／瓶×20瓶／箱）
(2) 数量（調達予定数量） 5,150箱

2 落札を決定した日

平成20年 3月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 丸善薬品株式会社
(2) 住 所 北広島市大曲工業団地 6丁目 2番地13

4 落札金額

1箱当たりの単価 7,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年 2月 5日付け北海道告示第66号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3条西 6丁目

北海道告示第499号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品の名称
牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット
（ニッピブルBSE検査キット（1セット93検体分））
(2) 数量（調達予定数量）

死亡牛44,500頭について牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条に基づく検査に必要とされる検査セット数

2 落札を決定した日

平成20年 3月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社アグロジャパン
(2) 住 所 新潟県中央区紫竹山 5丁目 9番13号

4 落札金額

1検体当たりの単価 374円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年 2月 5日付け北海道告示第67号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3条西 6丁目

北海道告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成20. 7. 15 富良野土地改良区

同 20. 7. 17 秩父別土地改良区

北海道告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び第48条第1項の規定により、平成20年 7月18日、留辺蘂土地改良区の定款及び土地改良（維持管理）事業計画の変更を認可した。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、秩父別土地改良区が管理する東山貯水池に係る管理規程の変更を認可した。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ				新 中 畜産担い手育成総合整備 [担い手支援型] (区画整理) 平成19 . 9 20 東養老牛 農免農道整備 同 19 .12 .10			
認可した管理規程の概要 東山貯水池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。				北海道告示第506号 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成20年 7 月29日 北海道知事 高 橋 はるみ			
北海道告示第503号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3 第 1 項の規定により、道営土地改良 (常呂日吉地区畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水施設、暗きょ排水、土層改良)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成20年 7 月30日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第87条の3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成20年 7 月29日 北海道知事 高 橋 はるみ				1 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町上の湯77の 1 (次の図に示す部分に限る。) 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 (「 次の図 」 及び 「 次のとおり 」 は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)			
北海道告示第504号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。 平成20年 7 月29日 北海道知事 高 橋 はるみ				北海道告示第507号 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成20年 7 月29日 北海道知事 高 橋 はるみ			
事業主体名 地区名 事 業 の 種 類 完了年月日 別 海 町 豊原西 基盤整備促進 [基盤整備] (農道) 平成19 .10 .10 同 拓進北 同 同 19 .10 30				1 保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字南久保内135の 3、136の 7 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。			
北海道告示第505号 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2 第 3 項の規定により公告する。 平成20年 7 月29日 北海道知事 高 橋 はるみ							
地 区 名 事 業 の 種 類 完了年月日							

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字貫気別196の6地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、194の2・196の5・196の7・197の1・200の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、196の6

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字貫気別200の1（次の図に示す部分に限る。）、196の6地先、194の2、196の5から196の7まで、197の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町美蘭別179の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町鷲府248の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別518の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別518の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 帯広市広野町292の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町風烈布1930の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町上音標1683の2（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12から1の14まで・2の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 5(1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 6(1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12から1の14まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 7(1) 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 8(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字駒畠747の1・747の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、747の4、747の5 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため 9(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨517の1・518の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 10(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠718・719（以上2筆について	次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課並びに帯広市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第511号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成20年7月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町・利尻富士町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第512号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成20年7月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡豊頃町・十勝郡浦幌町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
---	--

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊頃町・浦幌町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第513号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第458号のとおりである。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
旭川市神居町西丘159の1から159の3まで所在の森林について所有権を有する
西 田 久 枝
- (2) 掲 示 場 所
旭川市役所
- 2(1) 所在が不明な者
名寄市風連町字西風連509の1所在の森林について所有権を有する 大久保 良 子
名寄市風連町字西風連512、513の1、514の2所在の森林について所有権を有する
大久保 六 男
名寄市風連町字西風連515の1、516、517の2、518の3所在の森林について所有権を有する
星 野 良 雄
名寄市風連町字西風連522の1、527から529まで所在の森林について所有権を有する
松 澤 利恵子
名寄市風連町字西風連535の2から535の4まで所在の森林について所有権を有する
加 藤 正 富
名寄市風連町字西風連535の5、535の6所在の森林について所有権を有する
野 村 健 造
- (2) 掲 示 場 所

- 名寄市役所
- 3(1) 所在が不明な者
上川郡上川町字清川122所在の森林について所有権を有する 菊 谷 道 昭
- (2) 掲 示 場 所
上川町役場
- 4(1) 所在が不明な者
空知郡中富良野町字ナイエ4288所在の森林について所有権を有する
原 田 菊 藏、中 川 正伊知、蜂 谷 義 雄
空知郡中富良野町字ナイエ4289所在の森林について所有権を有する 塚 本 弥 作
- (2) 掲 示 場 所
中富良野町役場

北海道告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 早 来 千 歳 線	千歳市駒里1401番2地先から	平成20. 7 29
北海道札幌土木現業所	千歳市駒里946番14地先まで	
道道 網 走 端 野 線	網走郡大空町女満別住吉180番1地先から	同
北海道網走土木現業所	網走郡大空町女満別住吉197番4地先まで	

北海道告示第515号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 7月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川真駒内川の項図面の欄中「第1号図の2から第4号図」を「第1号図の2から第10号図」に改める。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

北海道公安委員会規則第 5 号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 8 号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

第25条中「6 課」を「5 課」に、
「公安第一課」「公安第二課」「公安第三課」を「公安第一課」「公安第二課」「公安第三課」に改める。
外事課外事課
警備課警備課
サミット対策課

第28条の 2 を削る。
第34条の見出しを「（犯罪被害者支援室）」に改め、同条第 1 項中「被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同条第 2 項中「被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に、「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。
第46条第 2 項中「、警備課及びサミット対策課」を「及び警備課」に改める。
第47条の 2 第 3 項中「、警備課及びサミット対策課」を「及び警備課」に改め、同条第 4 項中「及びサミット対策課」を削る。

附 則

この規則は、平成20年 8 月11日から施行する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 7 月29日

北海道公安委員会規則第 6 号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則
北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

区 分 組織別	警 察 官					警察官以 外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		

北海道警察本部		173	251	1,171	408	2,003	561	2,564
札幌市警察部		(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)
北海道警察学校		12	14	44	300	370	41	411
札幌方面警察署		101	208	2,272	1,548	4,129	270	4,399
計		286	473	3,487	2,256	6,502	872	7,374
函館方面	本 部	23	33	146	35	237	64	301
	警察署	18	42	394	201	655	51	706
	計	41	75	540	236	892	115	1,007
旭川方面	本 部	23	34	167	51	275	70	345
	警察署	26	60	590	280	956	82	1,038
	計	49	94	757	331	1,231	152	1,383
釧路方面	本 部	26	41	186	42	295	70	365
	警察署	21	48	518	294	881	68	949
	計	47	89	704	336	1,176	138	1,314
北見方面	本 部	18	31	96	22	167	50	217
	警察署	15	29	259	118	421	36	457
	計	33	60	355	140	588	86	674
合 計		456	791	5,843	3,299	10,389	1,363	11,752

注 1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成20年 8 月11日から施行する。

